

埼玉県LINE公式アカウントリニューアルに係るプロモーション業務委託
提案仕様書

- この仕様書は企画提案書作成用である。
- 企画提案競技後、埼玉県は契約候補者と協議を行い、協議が整った場合は仕様書を契約候補者の企画提案内容に合わせ修正のうえ契約を締結する。

1 委託業務名

埼玉県LINE公式アカウントリニューアルに係るプロモーション業務委託

2 業務目的

平成 28 年から運用してきた県公式スマートフォンアプリ「ポケットブックまいたま」(以下「まいたま」という。)の一部機能を「埼玉県LINE公式アカウント」(以下「県公式アカウント」という。)でも利用できるようリニューアルを実施し、令和 4 年 11 月 14 日(月)にリリースを行う予定である。

本業務では、一般県民に対して広く周知を図るとともに、県公式アカウントの新規利用者(友だち登録者)の獲得を促進するためのプロモーションキャンペーンを実施する。

3 事業期間

委託契約締結の日から令和 5 年 2 月 28 日(火)まで

4 業務の内容

(1) 概要

令和 4 年 11 月 14 日(月)(予定)に「埼玉県LINE公式アカウント」をリニューアルリリースすることに伴い、県公式アカウントの新規利用者(友だち)の獲得を促進するためのキャンペーン等を実施する。

(2) 調達内容

ア 啓発品の制作業務

キャンペーンやイベント実施時に広く配布できる啓発品を制作すること。

(ア) 単価

1 個あたりの単価は 500 円程度とする。

(イ) 作成個数

2,000 個程度

(ウ) 納品期日

令和 4 年 11 月 11 日(金) 正午まで

(エ) その他

- a 啓発品の配布対象者（メインターゲット）は、主に18歳以下の子どもがいるファミリー層等とする。
- b 上記以外に、受託者において事業効果を高められる内容（単価、作成数、ターゲット等）がある場合は、追加で提案して差し支えない。

イ キャンペーン応募者に係る当選品の調達業務

以下のキャンペーンに係る当選品の提案及び調達を行うこと。

(ア) 概要

本キャンペーンを実施する以下の対象期間中に、県公式アカウントを友だち登録（※既存の友だち登録者を含む）のうえ、アンケートを回答した者の中から抽選で、当選品を贈呈する。

(イ) キャンペーン期間

令和4年11月14日（月）～令和5年1月31日（火）

(ウ) 当選品

当選品の総額については最低70万円以上とし、より多くの応募があるよう、当選者数の設定・当選品に軽重をつけるなどを含めた工夫を行うこと。

なお、当選品については、事業効果を高めるため、本キャンペーンだけの希少性（限定性）を持たせた魅力的なものとするのが望ましい。

(エ) その他

- a 当選者の選定作業は、個人情報の取り扱い上発注者側（情報システム戦略課）で行う。
- b 上記以外に、受託者において事業効果を高められる内容がある場合は、追加で提案して差し支えない。
- c 当選品の調達に係る一切の費用は、受託者が負担するものとする。

ウ 当選者への当選品の配送管理業務

当選者に対して、上記4（2）ウで提案のあった当選品の発送及び管理を行うこと。

(ア) 配送方法

- a 配送品の追跡状況が確認できる配送方法とすること。
- b 配送サイズは、4（2）ウで提案のあった当選品の梱包サイズとする。

(イ) 発送期間

令和5年2月7日（火）以降に順次発送すること。

(ウ) 当選品の発送管理等

発送後、未達等で当選品が当選者に届かない場合は、当選者に対して最低3

回は電話で連絡を行い、発送先の住所及び受取日時等を確認すること。

なお、上記対応のうえ連絡、確認が取れない場合には、県までその旨を報告すること。報告を受けた県は、繰り上げた当選者情報を改めて受託者に伝え、受託者は再度当選品の発送を行う。

(エ) その他

- a 当選者情報については、発注者側（情報システム戦略課）から提供する。
- b 上記以外に、受託者において事業効果を高められる方法がある場合は、追加で提案して差し支えない。
- c 当選品の発送管理に係る一切の費用は、受託者が負担するものとする。

エ キャンペーン特設Webページの作成業務

キャンペーンの事業効果を高めるため、本キャンペーンの周知及び概要把握を目的とした特設Webページ（以下「専用ページ」という。）を制作し、運用すること。

(ア) 専用ページ運用期間

令和4年11月14日（月）（予定）～令和5年2月23日（金）

(イ) ページ数

1ページ以上

(ウ) 専用ページ

- a 専用ページは、パソコンのほかスマートフォンなどからも閲覧できるようにすること。なお、スマートフォンから当該ページにアクセスした場合、パソコン用のページとは別に、スマートフォン専用に最適化されたページを表示させること（レスポンシブWEBデザイン）が望ましい。
- b 専用ページのコンテンツは、運用期間中の修正にも対応すること。
また、専用ページはSEO対策の実施やSNSの活用等により、効率的な集客を目指すこと。
なお、SNSの活用等においては、なりすまし等のトラブルに十分留意すること。
- c 上記（ア）の運用期間中、専用ページへのアクセス数等が把握できること。
- d 数十万～数百万件単位の利用者が同時アクセスした場合でも、動作が極端に遅くなる等のトラブルなく、利用者が快適に利用できる容量と性能を確保すること。
- e 専用ページの制作にあたり、新たにドメインの取得は行わないこと。
- f ウイルススキャン、不正アクセスを検知／防御するためのセキュリティ対策を実施していること。

g 専用ページに不具合またはサービス停止が発生した場合、受託者は直ちにサービスの復旧又は代替手段を用意し、サービスの安定運用に努めること。

(エ) 完成期日

令和4年11月10日(木)まで

(オ) その他

上記以外に、受託者において事業効果を高められる内容がある場合は、追加で提案して差し支えない。

オ キャンペーンに係る広告用資料の作成業務

キャンペーンの事業効果を高めるため、本キャンペーンの周知及び概要把握を目的とした広告資料(電子データ)を制作する。

(ア) 制作物

a チラシ(A4縦サイズ)

b バナー広告①(250pixel×250pixel)

c バナー広告②(320pixel×50pixel)

(イ) データ規格

上記制作物のデータは、JPEG、PNG、ai及びPDF形式でそれぞれ納品すること。

(ウ) 納品期日

令和4年11月7日(月)まで

(エ) その他

a 制作にあたっては、4(2)エで制作する「キャンペーン特設Webページ」と、デザイン性を合わせることが望ましい。

b 上記以外に、受託者において事業効果を高められる内容(制作物、データ規格、デザイン等)がある場合は、追加で提案して差し支えない。

カ その他業務

(ア) 業務執行体制、業務内容及び事業スケジュール、詳細等を示した実施計画を策定し、県の承認を得ること。

なお、実施する業務内容については、「4(2)調達内容」に基づき事業者から提案された内容をもとに県と協議のうえ決定する。

(イ) 本件業務の実施に必要な能力、資格、経験を有する業務責任者および作業者を定めるとともに、業務実施体制を明らかにすること。

また受託期間中は、専任の担当者(県との連絡調整担当者)を配置し、常時連絡を取れる体制にすること。

- (ウ) スケジュールに基づき進捗状況を適宜県に報告すること。
- (エ) 不可抗力の事由により期間が変更になる場合は別途協議を行うものとする。
- (オ) 本調達案件に係る予算の範囲内において、4(2)ア、イ、ウ、エ及びオ以外に、事業効果を高められる追加提案がある場合は、追加で提案して差し支えない。

(3) 業務報告

受託者は事業の結果を取りまとめた業務完了報告書を作成し、契約終了後、検査を受けること。ただし、本事業で活用するための成果物については、完成後直ちに納品すること。

提出先は、「埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1 埼玉県企画財政部情報システム戦略課 県民サービス・システム共同化担当」とする。

5 業務実施上の留意点

- (1) 本業務の遂行に当たっての再委託については、次のとおりとすること。
 - ア 受託者は、本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
ただし、県が書面によりあらかじめ承諾した時は、その限りではない。
 - イ 県により再委託が承諾されたときは、受託者は再委託先に対して本業務に係る一切の義務を遵守させるものとする。
- (2) 受託者は、本委託契約業務の実施に当たり、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。
- (3) 委託業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。
- (4) 委託業務を通じて取得した個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じるものとする。受託者が取り扱う個人情報については、県の保有する個人情報として埼玉県個人情報保護条例の適用を受けるものとする。
- (5) 本サービスに関して、受託者が本県のために新たに作成したデータ、画像ファイル等の著作権については、本県に帰属するものとする。また、本県及び本県が指定する第三者に対して著作者人格権を行使しないこと。
- (6) 受託者は、委託業務の履行に当たり、自己の責めに帰する事由により県に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (7) 受託者は、委託業務の履行に当たり、受託者の行為が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。
- (8) 埼玉県が受託者を決定した後、委託契約に当たり、この仕様書に定める事項及び

この仕様書に定められた事項以外に疑義が生じた場合は、遅滞なく埼玉県と協議を行うものとする。

連絡・問合せ先

埼玉県企画財政部情報システム戦略課

県民サービス・システム共同化担当

電話：048-830-2284